



家畜

共済

備えの種をまこう。🌱



©群馬県 ぐんまちゃん 00090-03

群馬県 / 群馬県農業共済組合



ノーサイくん

特長

1

畜舎火災への備え

火災リスクの高い分娩舎にいる種豚、肉豚も
低額の掛金で大きな補償が得られる補償タイプ
があります。



(例) 分娩舎1棟が全焼し、
種豚15頭、肉豚150頭に被害が出た場合

種豚(♀) 15頭分の掛金

約2,000円

※年間飼養計画での掛金となります。

予定していなかった導入等が期中に発生した場合は、掛金期間
終了後(期末)に実際の年間飼養頭数で共済価額を再算定(期
末調整)し掛金に変更になります。

種豚(♀) 15頭

支払共済金 約102万円

肉豚 150頭分の掛金

約1,300円

※肉豚は、生後20日以上(離乳後)から対象となります。

詳しくは、4ページをご覧ください。

肉豚 150頭

支払共済金 約108万円

詳細は、「掛金試算表」をご覧ください。

(「掛金試算表」がない場合は、最寄りの支所までお問い合わせください。)

※2023年度においてのP5<表1>補償内容「特定事故の死廃事故のみ」を選択した場合の1年間の掛金と支払共済金の概算です。

へ安心をお届けします！

特長

2

肉豚死亡への備え

離乳後から出荷までの肉豚が死亡してしまった際に補償される補償タイプがあります。



肉豚 500頭の飼養規模

掛金 約26万円

1頭当たり支払共済金 **約7,200円**

※2023年度においてのP5<表1>補償内容「すべての事故」を選択した場合の1年間の掛金と支払共済金の概算です。

特長

3

安心な公的制度

- ・掛金の約4割を国が負担するので、生産者様の負担はぐっと小さくなります。
- ・種豚は死亡事故や病傷事故が発生した月の2ヵ月後に、肉豚は死亡事故が発生した月の1ヵ月後に、共済金をお支払いします。

掛金について

掛金は、**選択する事故除外方式と付保割合等**によって変わります。

- 掛金の**約4割を国が負担**しますので、生産者様の負担は大きく軽減されます。
- 死亡廃用共済は、加入申込時に年間飼養計画を申告いただき掛金の徴収を行います。掛金期間満了後に年間飼養実績に基づき掛金を再算定し、差額を調整します。(種豚のみ)
- 掛金が一定額以上の場合、生計を共にしない第三者を保証人とする事で、掛金を4回に分けて分割納入することができます(手数料等はかかりません)。
- 家畜共済は、原則1年間の契約となります。

加入できる畜種について

種豚の死亡廃用共済と疾病傷害共済、肉豚を分けて加入することができます。

- 加入する家畜区分ごとに、**全頭加入**が原則です。(包括共済)
- 家畜区分の内訳については下表のとおりです。

家畜区分		対象家畜
死亡廃用共済	疾病傷害共済	
種豚	種豚	繁殖用の豚で出生後第5月の月の末日を経過した豚
特定包括肉豚	-	生後第20日以上(離乳してないときは離乳した日)の肉豚

個体の評価額について

個体の価値を示す額を評価額といい、種豚は雌雄別、肉豚は雌雄関係なく固定額となります。

- 評価額は**引受時に決定し、1年間変わりません**。

種豚

固定額 メス 8万5千円
 オス 17万9千円

肉豚

固定額 9千円

(2023年度の設定額)

危険段階別共済掛金率について

事故が少なければ、掛金が安くなる仕組みを導入しています。

- 家畜共済では、過去10年間の共済金支払実績から被害率を求め、その被害率に応じて危険段階別共済掛金率を設定します。この危険段階の設定によって、被害率の低い加入者は掛金が安くなり、被害率の高い加入者は掛金が高くなりますので、**掛金負担の公平性が保たれます**。

安心を得ることができます。

共済金の支払いについて

家畜共済は、家畜のための「**生命保険**」(＝死廃事故)と「**健康保険**」(＝**病傷事故**)を合わせた制度です。

種豚

死廃事故

肉豚

死亡事故

豚が、病気や怪我により死亡した場合、死に瀕している場合、特定の病気や怪我で獣医師が治らないと判断した場合等に、共済金をお支払いします。

- 損害に対しての補償になるため、枝肉等が売れた場合や手当金が出た場合は、その金額が損害額から控除される場合があります。

計算例

(評価額18万円の種豚が廃用になり枝肉等が1万円で売れた場合)

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額} \\ \hline 18 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{残存物価額} \\ \hline 1 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{付保割合} \\ \hline 50 \% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{計算共済金} \\ \hline 8.5 \text{ 万円} \\ \hline \end{array}$$
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{評価額} \\ \hline 18 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{残存物価額} \\ \hline 1 \text{ 万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{純損害額} \\ \hline 17 \text{ 万円} \\ \hline \end{array}$$

計算共済金

と

純損害額

の金額が低い方が

支払共済金

となります。

種豚

病傷事故

豚が、病気や怪我により**獣医師の診療を受けた場合**に、共済金をお支払いします。

- 加入時に病傷共済金支払限度額の範囲内で選択した共済金額まで支払われます。(「掛金試算表」参照)
- 国から示されている病傷給付基準に則り審査を行い、適正と判断された額をお支払いします。例えば、予防のための処置は対象となりません。
※初診料を含む診療費の9割が支払共済金です。

事故除外方式について

生産者様は、一定条件のもと給付対象となる事故を選択することができます。

- すべてのタイプにおいて、特定事故が対象となります。

＜表1＞

補償内容	補償 号数	死亡	廃用	すべての事故を100としたときの掛金比率	
				種豚	特定包括肉豚
すべての事故	－	○	○	100	100
特定事故 の死廃事故のみ	4号イ 5号	×	×	2	1
死亡事故と1号～3号 以外の廃用事故のみ	4号ロ	○	△	92	－

種豚の場合、事故除外を選択するためには、5年以上の飼養経験がある必要があります。

肉豚の場合、事故除外を選択するためには、5年以上の飼養経験があり、飼養規模が200頭以上である必要があります。

1号廃用…疾病又は不慮の傷害（3号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によって死に瀕したとき。

2号廃用…不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。

3号廃用…骨折、は行若しくは両眼失明その他農林水産大臣が指定する疾病もしくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。

特定事故の範囲

火災による焼死

洪水・土砂崩れによる溺死・窒息死

大雪・地震の畜舎倒壊による圧死・打撲死

法定・届出伝染病による死亡

落雷による空調施設破損による熱射病死

※肉豚の廃用事故については、共済事故の対象となりません。

事故発生時の連絡について

死廃事故が発生した場合は、遅滞なくNOSAIへ報告してください。

- NOSAIの職員が確認することで、共済事故として取り扱うことができますので、確認するまでは搬出しないでください。
- 一般の死廃事故を事故の対象としない「事故除外方式」で加入された場合は、特定事故（火災・自然災害・伝染病）が発生した際に、必ず連絡してください。

判断に迷われる場合は、搬出前に必ず一報をお願いします。

いろいろな選択ができます。

NOSAIへの報告について

以下の場合、NOSAIへ報告していただく必要があります。

種豚

死亡廃用共済で以下のような大幅な異動をした場合、速やかにNOSAIに報告する必要があります。

- 大幅な異動の種類とは、「農場を売買したとき」・「畜舎の棟数が増減したとき」・「畜舎の改築をしたとき(拡大又は縮小)」・「火災・自然災害又は伝染病による飼養頭数の減少を補い、経営規模が縮小しないように導入したとき」・「家畜を飼養しなくなったとき」の場合等です。

疾病傷害共済で以下のような異動が発生した場合で、共済金額の変更を希望する際は異動日から2週間以内にNOSAIに報告する必要があります。

- 共済金額を変更できる異動の種類は、「0頭で加入申込をした家畜区分の家畜を飼養するとき」・「家畜を飼養しなくなったとき」・「家畜を導入したとき(※1)」・「家畜が出生したとき(※1)」があります。

※異動状況により共済金額が変更できない場合があります。

肉豚

- 毎月1回、農場全体の頭数等を記載する定められた様式の月例報告書を提出いただきます。

免責・待期間について

加入者が通常すべき管理等を怠ると、共済金が減額される場合があります。

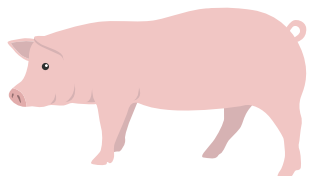
- 掛金の納入が正当な理由なく2週間以上遅滞した場合は、遅滞している期間はすべての共済金が免責になります。
- 事故発生の連絡をせず、豚を農場から搬出してしまった場合は、当該豚の事故による共済金は全額又は一部が免責になります。
- 家畜共済に加入いただいた日から2週間は、すべての個体について「待期間※」が適用され、その間は共済金が免責になります。

種豚

- 導入した場合、必ず導入した日から2週間の「待期間※」が適用され、その間は共済金が免責になります。

※: 以下の場合待期間が除外されます。

- ① 共済事故の原因が共済責任の始まった後に生じたことが明らかな場合
- ② 導入した家畜が、他組合員において2週間以上共済関係に付されていて、譲渡後1週間以内に加入者の共済関係に付された場合



詳細はHPへ▶



NOSAI は農家のために!!

家畜共済へのご加入にあたって

この説明書は、家畜共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。
ご熟読をお願い申し上げます。

- 農業保険事業は、加入者が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定を図ることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAI ぐんまと国で行っています。加入者と NOSAI ぐんまは、共済関係を結び、NOSAI ぐんまはさらに国と保険関係を結ぶことにより危険分散を図っています。
- 掛金は、加入者と国が拠出し、加入者が被害を受けたときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。
※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生のお知らせを怠ったとき、および故意・重大な過失によって事実と反する通知をした場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAI ぐんまが保有する各種情報については、必要に応じて加入者に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAI ぐんまが引受の判断、共済金支払額の算定、各種サービスの充実や提供のために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

<金融サービス提供法に係る重要事項説明書>

組織再編のお知らせ

令和5年4月より県内11支所を4支所へ統合し、各拠点から農業経営をサポートします!

令和5年4月1日から

中央支所

前橋市大友町1-3-12 1階
TEL.027-254-2070 FAX.027-254-2077

令和5年3月31日まで

前橋支所 TEL.027-254-2070
伊勢崎支所 TEL.0270-62-9915

管轄エリア

前橋市・伊勢崎市・玉村町

令和5年4月1日から

西支所

高崎市菊地町563
TEL.027-344-2181 FAX.027-344-2184

令和5年3月31日まで

高崎支所 TEL.027-344-2181
藤岡支所 TEL.0274-24-3730
富岡支所 TEL.0274-62-2450

管轄エリア

高崎市・安中市・藤岡市・神流町・上野村・
富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町

令和5年4月1日から

北支所

渋川市吹屋370 1階
TEL.0279-26-2600 FAX.0279-26-2601

令和5年3月31日まで

沼田支所 TEL.0278-23-5110
渋川支所 TEL.0279-26-2600
中之条支所 TEL.0279-75-2005

管轄エリア

渋川市・吉岡町・榛東村・中之条町・東吾妻町・長野原町・嬬恋村・
草津町・高山村・沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村

令和5年4月1日から

東支所

太田市龍舞町589-3
TEL.0276-47-5600 FAX.0276-47-5601

令和5年3月31日まで

太田支所 TEL.0276-20-9199
みどり支所 TEL.0277-76-9181
館林支所 TEL.0276-75-3311

管轄エリア

太田市・桐生市・みどり市・館林市・板倉町・
明和町・千代田町・大泉町・邑楽町

本所

前橋市大友町1-3-12 TEL.027-251-5631

家畜診療所 渋川市吹屋370 2階 TEL.0279-26-9550